

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)について

### 【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第4項】

都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 資料構成

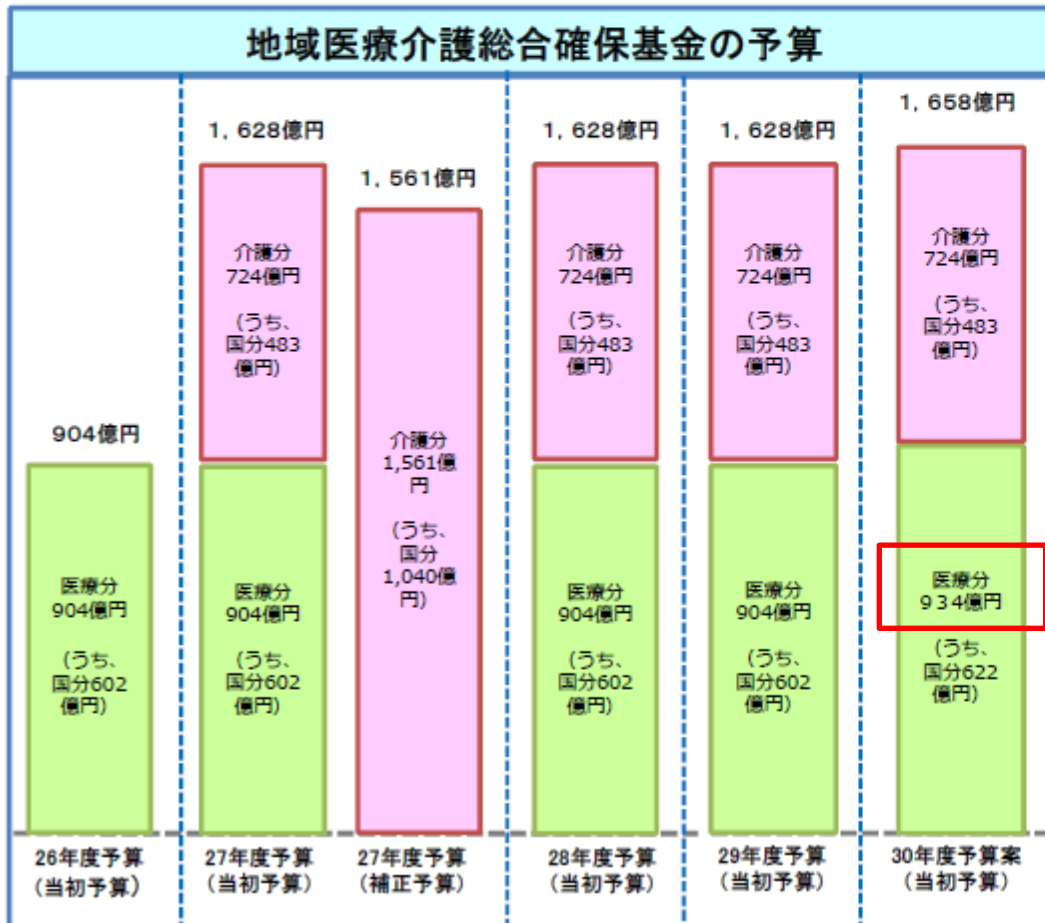
- 1 平成30年度地域医療介護総合確保基金の政府予算案について
- 2 平成30年度熊本県計画(医療分)について
- 3 平成31年度地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について

# 1 平成30年度地域医療介護総合確保基金の政府予算案について

地域医療介護総合確保基金の  
平成30年度予算案について  
(平成29年12月22日付け厚生労働省事務連絡)

## 地域医療介護総合確保基金の平成30年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成30年度予算案は、公費ベースで1,658億円(医療分934億円(うち、国分622億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))



- ### 地域医療介護総合確保基金の対象事業
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
  - 4 医療従事者の確保に関する事業
  - 5 介護従事者の確保に関する事業
- ※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

- ### (参考)平成29年度スケジュール
- 【平成29年度当初予算】
- 29年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)
  - 4月～ 国による都道府県ヒアリング等の実施
  - 8月 基金の交付要綱等の発出  
都道府県へ内示
  - 9月 都道府県計画の提出

## 2 平成30年度熊本県計画(医療分)について ①

### (1)平成30年度熊本県計画の基本的な考え方等(案)について

※平成30年度熊本県計画は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」、「第7次熊本県保健医療計画(H30～H35)」及び「第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(H30～H35)」を踏まえて作成する。

		平成30年度														
<p>計画の基本的な考え方</p> <p>平成29年度から変更なし</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、全ての住民が、医療や介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける「地域包括ケアシステム」を実現するため、総合確保方針、第7次熊本県保健医療計画、第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等に即して、医療と介護の連携推進や介護施設等の整備などに取り組み、地域において効率的かつ質の高い医療・介護提供体制を構築する。</p>															
<p>医療介護総合確保区域</p> <p>平成29年度から変更なし</p>	<p>地域医療構想区域(10区域)</p> <p>※医療介護総合確保区域 地理的状況、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域</p>															
<p>県全体の目標</p> <p>第7次熊本県保健医療計画案と整合した目標を設定予定</p>	<p>熊本県は、「安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供」を目指し、対象事業ごとに以下のとおり目標を設定する。</p> <p>【1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標】</p> <p>高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療を提供できるようにする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価指標例</th> <th>現状</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数</td> <td>2,990人(平成29年10月)</td> <td>50,000人(平成34年3月)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>回復期病床が増加した圏域数</td> <td>—</td> <td>9圏域(平成34年7月)</td> </tr> </tbody> </table>					評価指標例	現状	目標	①	「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数	2,990人(平成29年10月)	50,000人(平成34年3月)	②	回復期病床が増加した圏域数	—	9圏域(平成34年7月)
	評価指標例	現状	目標													
①	「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数	2,990人(平成29年10月)	50,000人(平成34年3月)													
②	回復期病床が増加した圏域数	—	9圏域(平成34年7月)													

### (1)平成30年度熊本県計画の基本的な考え方等(案)について

		平成30年度		
<p>県全体の目標(前頁の続き)</p> <p>第7次熊本県保健医療計画案と整合した目標を設定予定</p>	<p><b>【2 居宅等における医療の提供に関する目標】</b></p> <p>2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。</p>			
		評価指標例	現状	目標
	①	居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用率	9.7%(平成29年4月)	12.2%(平成35年4月)
	<p><b>【4 医療従事者の確保に関する目標】</b></p>			
	<p>(1) 医師 : 総合的な医師確保対策や医師の派遣調整など、地域の医療を県全体で支える仕組みを構築し、地域における医療提供体制の強化と医師数の地域格差の解消を目指す。</p>			
		評価指標例	現状	目標
	①	自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数	15人(平成29年4月)	46人(平成35年度)
	<p>(2) 歯科医師 : 医科と歯科が機能的に連携することで、県民のニーズに応じた歯科医療提供体制の整備を目指す。</p>			
		評価指標例	現状	目標
	①	回復期における医科歯科連携登録歯科医師数	79人(平成29年3月)	220人(平成36年3月)
<p>(3) 看護職員 : 県民が住み慣れた地域で、自らの希望に沿った健康な生活や療養生活を送ることを支えるため、看護職員が質の高い看護を提供しながら、生き生きと働き続けることができるようにする。</p>				
	評価指標例	現状	目標	
①	県内出身看護学生の県内就業率	71.4%(平成29年3月卒)	80%(平成36年3月卒)	
<p>(4) 職種間の連携: チーム医療や地域連携の推進に必要な保健医療従事者を養成、確保し、医療需要の変化に対応した地域における医療提供体制の整備を目指す。</p>				

### (2) 新規提案事業の状況について

#### (1) 平成30年度における新規事業の提案募集をH29.7.1～7.31まで実施

- ① 募集方法  
県ホームページへの掲載及び各団体、県内市町村への文書送付
- ② 募集結果  
延べ12団体から23の提案(事業区分ごとの内訳は右表参照)
- ③ 提案に対する対応  
平成29年9月に提案団体と県医師会担当理事を交えて意見交換を実施

事業区分	提案 件数	採択 提案数
1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	11	3
2: 居宅等における医療の提供に関する事業	8	8
4: 医療従事者の確保に関する事業	4	2
合計	23	13

#### (2) 新規提案事業の選定基準

- ① 基金事業費の総額は平成29年度当初予算額を上限とし、新規提案事業についてもこの枠内で事業化を検討
- ② 国の方針を受け、事業区分1の新規提案事業を優先
- ③ 地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案内容との間に整合性があること
- ④ 国が定める標準事業例に該当していること
- ⑤ 実施目標及び成果目標が数値化されていること
- ⑥ 他の財源(診療報酬、介護報酬及びその他の補助金等)で措置されていないこと

※上記の基準で選定した結果、23提案のうち13提案について、平成30年度県予算事業として整理・再編を行い、国に提出

## 2 平成30年度熊本県計画(医療分)について ③

(凡例)

事業区分1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分2: 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4: 医療従事者の確保に関する事業

### (3) 県計画に掲載する主な事業内容について

○計60事業(新規8事業、拡充5事業、継続47事業)

○総事業費 1,978,126千円(うち事業区分1:810,873千円【41.0%】 事業区分2:152,553千円【7.7%】 事業区分4:1,014,700千円【51.3%】)

※【 】内は各事業区分ごとの総額に占める割合。なお、各事業の事業区分は今後変更の可能性あり。

#### ① 主な新規事業

事業区分	事業名	事業概要	予算額(案) (千円)
2	在宅医療センター事業 (認知症対策・地域ケア推進課)	[県在宅医療センター事業] [地域在宅医療センター事業] 県医師会及び各地域医療機関等に在宅医療センターを設置し、在宅医療の提供基盤の強化を図る事業に対する経費	20,136
2	精神科病院による一般病院認知症対応力向上支援事業 (認知症対策・地域ケア推進課)	[精神科病院による一般病院認知症対応力向上支援事業] 一般科病院に対し、認知症対応技術、退院時の助言等を行う活動等への助成	10,100
4	看護職員確保総合推進事業 (医療政策課)	[医療依存度の高い患者の在宅療養に関わる看護職支援事業] 急性期から在宅療養を目的に移行した医療依存度の高い患者に係る医療機関や訪問看護ステーションに従事する看護職の支援に要する経費に対する助成 ①地域の看護職を対象とした相談支援システムの運用 ②訪問看護師からの実地による技術指導・助言の要望に応じた訪問支援 ③地域の看護職を対象とした在宅療養教育研修の実施	3,000

#### ② 主な拡充事業

事業区分	事業名	事業概要	予算額(案) (千円)
1	病床機能転換・強化事業 (医療政策課)	構想区域ごとの調整会議で合意された「病床機能転換に伴う施設・設備整備」に対する医療機関への助成等	401,099
4	医師確保・Drバンク広報事業 (医療政策課)	これまでの広報事業に加え、県ドクターバンクのあつ旋により、へき地の公立医療機関に新たに勤務する医師に報奨金を支給する市町村への助成	8,510

## 3 平成31年度地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について①

### 1 趣旨

平成31年度基金事業(医療分)の計上に向け、熊本県地域医療構想の達成を推進するために必要な事業の提案を広く募集するもの(平成26年度以降、毎年実施)

### 2 募集期間

平成30年5月1日～7月31日

### 3 対象事業区分

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業

### 4 募集方法

市町村、各関係団体等へ募集文書を送付する他、県ホームページへも掲載

### 5 事業化に当たっての考え方(案)

- (1)平成31年度の国、県予算の状況及び国の配分方針を踏まえ決定するものの、基金事業費の総額は平成30年度当初予算額と同程度の規模として事業化を検討
- (2)地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案内容との間に整合性があるものについて事業化を検討
- (3)標準事業例に該当し、標準単価に基づき事業費を計上された提案について事業化を検討
- (4)事業の達成状況や有効性を確認し、次年度以降の事業見直しに繋げる観点から、実施目標及び成果目標が数値化された提案について事業化を検討
- (5)県全域へ効果が波及される提案だけでなく、対象区域を限定した提案についても事業化の対象
- (6)診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている提案は事業化の対象外

### 6 提案スキーム及びスケジュール

次ページ以降参照

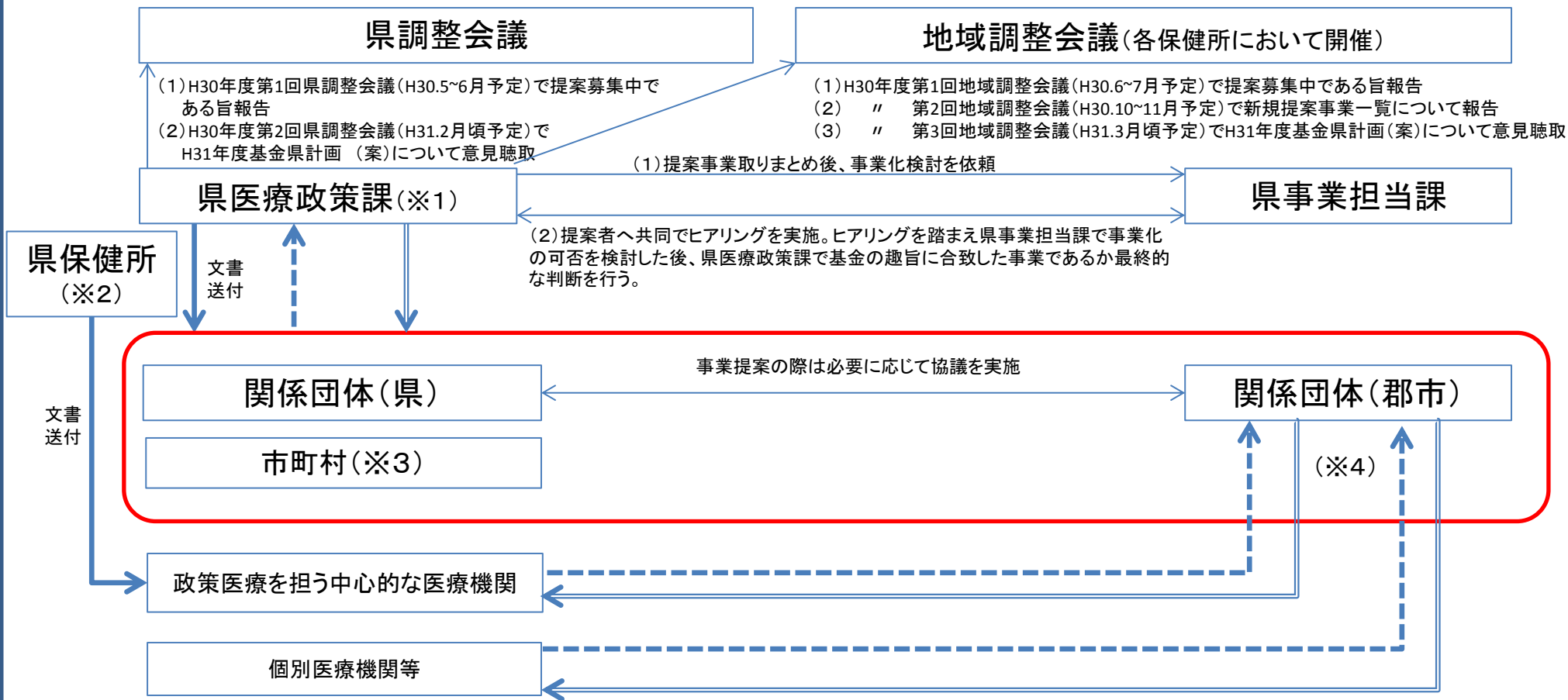
### 3 平成31年度地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について②

#### ○事業提案募集スキーム

① → : 募集

③ → (H31年度予算成立後) 事業採択・非採択通知

② → : 地域の課題解決に資する事業を提案



※1 提案とりまとめ後、県医療政策課は事業担当課等と共同でヒアリング等を実施し、予算要求の是非を決定する。

※2 調整会議で決定された「政策医療を担う中心的な医療機関」へは県保健所(熊本市内の医療機関へは県医療政策課)から提案募集に係る文書を送付する。

※3 市町村は事業提案の際、実施主体(市町村又は県)を記入する。また基金を活用した事業を市町村において実施する場合は、県への事業提案及び県の予算措置終了後、市町村計画(案)を作成し、県へ提出するものとする。

※4 個別医療機関等(「政策医療を担う中心的な医療機関」を除く)へは関係団体(県又は郡市)を通じて周知していただくよう依頼する。

また、「政策医療を担う中心的な医療機関」及び個別医療機関等が提案する場合は、原則として、所属する郡市レベルの関係団体(郡市レベルの関係団体を有しない場合は、県レベルの関係団体)を経由することとする。所属する関係団体においては、当該提案が地域の課題解決に資する内容になっているか等について確認し、提案する。

※5 文書を送付する関係団体は別紙2のとおり



### 3 平成31年度地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について③

